

県指定文化財を所有・保持する皆様へ

皆様が管理あるいは保持されている神奈川県教育委員会から指定された文化財は、神奈川県文化財保護条例に基づき、適切に管理していただく義務があります。

また、所有者の変更や転居及び所在場所を変更するときなどは、届出が必要になるほか、文化財の修理など現状を変更しようとする場合には、県教育委員会の許可が必要となります。

(例を裏面に記載しています。)

なお、管理を行うための費用については、県から補助制度もありますので、「こんな時の手続きはどうすれば・・・」と、お困りになった時には、お気軽にお問い合わせください。

県指定文化財の相談窓口

神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 045-210-1111 内線(8359)

※県指定文化財とは次のようなものです。

県指定重要文化財（建造物・美術工芸品）

県指定無形文化財

県指定有形民俗文化財

県指定無形民俗文化財

県指定史跡、名勝、天然記念物



■届出等が必要な例を、いくつかご紹介します。

所有者が変更になったとき

※新所有者の方に、このチラシの内容を説明してください。

所有者が転居したとき

文化財の所在の場所を変更するとき

文化財が盗まれたとき

文化財が毀損した場合や修理するとき

この他にも、様々な届出等があります。

「こんな時の手続きはどうすれば・・・」と、お困りになった時には、お気軽にお問い合わせください。

手続きが、まだお済みでない方もご相談ください。



このお知らせに関するご案内は、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課のホームページからご覧いただけます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ar3/>

神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電話 045-210-1111 内線(8359)